

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 省エネルギー対策の実施</p> <p>ア 別表第1第2に掲げる対策などによる設備の運転方法の改善又は設備・機器等の使用方法の工夫によりエネルギー消費を抑制すること。</p> <p>イ 別表第1第3に掲げる対策などによる適切な設備の管理を行い、機能を維持させること。</p> <p>ウ 別表第1第4に掲げる対策などによる高効率な設備への更新等の設備改善をすること。</p> <p>エ その他、効果的な省エネルギー対策を選択し、実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 1～2 (略)</p> <p>3 計画策定年度</p> <p>計画は、次の(1)から(3)に掲げる計画期間ごとに当該(1)から(3)に定める年度を目標年度として設定するものとする。ただし、計画期間内を区分し、より短期的な目標を設定することについて妨げるものではない。</p> <p>なお、大規模事業所については、当該事業所ごとに同様とする。</p> <p>(1) 第1計画期間(平成22年度から平成26年度まで) 平成26年度</p> <p>(2) 第2計画期間(平成27年度から平成31年度まで) 平成31年度</p> <p>(3) 平成32年度以降の5年ごとの期間 当該期間の最終年度</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 省エネルギー対策の実施</p> <p>ア 別表第1第2に掲げる対策などによる設備の運転方法の改善又は設備・機器等の使用方法の工夫によりエネルギー消費を抑制すること。</p> <p>イ 別表第1第3に掲げる対策などによる適切な設備の管理を行い、機能を維持させること。</p> <p>ウ 別表第1第4に掲げる対策などによる高効率な設備への更新等の設備改善をすること。</p> <p><u>エ 生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じて、エネルギー消費を抑制すること。</u></p> <p><u>オ</u> その他、効果的な省エネルギー対策を選択し、実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 1～2 (略)</p> <p>3 計画策定年度</p> <p>計画は、次の(1)から(4)に掲げる計画期間ごとに当該(1)から(4)に定める年度を目標年度として設定するものとする。ただし、計画期間内を区分し、より短期的な目標を設定することについて妨げるものではない。</p> <p>なお、大規模事業所については、当該事業所ごとに同様とする。</p> <p>(1) 第1計画期間(平成22年度から平成26年度まで) 平成26年度</p> <p>(2) 第2計画期間(平成27年度から令和元年度まで) 令和元年度</p> <p><u>(3) 第3計画期間(令和2年度から令和6年度まで) 令和6年度</u></p> <p><u>(4) 令和7年度</u>以降の5年ごとの期間 当該期間の最終年度</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>第5 地球温暖化対策推進者</u></p> <p><u>1 地球温暖化対策推進者の選任</u></p> <p><u>特定事業者は、条例第16条第1項の規定により、地球温暖化対策推進者を選任しなければならない。</u></p>

なお、特定事業者の規模に応じて地球温暖化の対策を効率的に推進できるよう、地球温暖化対策推進者を複数選任する。

特定事業者は、第2の3(1)で整備する組織体制に地球温暖化対策推進者を配置し、第4で作成した地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化対策を実施する。

2 地球温暖化対策推進者の職務

地球温暖化対策推進者は、次に掲げる温室効果ガスの排出抑制に関する職務を行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の作成及び進行管理並びに措置の実施の状況の報告
- (2) 取締役会等の業務執行を決定する機関への上記(1)により作成した地球温暖化対策計画及び措置の実施の状況の報告及び意見の申出
- (3) 従業員に対する地球温暖化の防止についての教育
- (4) 地球温暖化の防止についての情報の収集
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、設置する事業所で地球温暖化対策のために必要な業務

別表第1

第1 エネルギーの使用状況の把握

対策項目	対策内容
1 エネルギーの使用量の把握	(1) 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(2) 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(3) 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー使用量を記録し、集計し、整理すること。
	(4) 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギーの使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使

別表第1

第1 エネルギーの使用状況の把握

対策項目	対策内容
1 エネルギーの使用量の把握	(1) 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(2) 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(3) 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー使用量を記録し、集計し、整理すること。
	(4) 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギーの使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使

用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。

用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。

(5) エネルギー使用量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位をつけて把握・分析し課題を抽出すること。

別表第2

1 平成23年度から平成26年度までの期間
2 平成27年度から平成31年度までの期間
3 平成32年度以降の5か年度ごとの期間

第2～5 (略)

別表第3

1～3 (略)

備考

1～2 (略)

3 大規模事業者は、状況の変更があったときは、状況の変更があった日の属する年度（以下「状況変更年度」という。ただし、状況の変更があった日の属する月が3月である場合にあつては、状況変更年度の翌年度。以下同じ。）から当該状況変更年度の属する各削減計画期間内において、大規模事業所に該当した年度から当該削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度までの基準排出量を、状況の変更があった部分に係る次に掲げるいずれかの方法（(3)及び(4)の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化対策の推進の程度が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあつては、算定される量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の3月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が2月である場合にあつては、1とする。）を12で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、目標設定ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、目標設定ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量に変更するものとする。

(1)～(3) (略)

別表第2

1 平成23年度から平成26年度までの期間
2 平成27年度から令和元年度までの期間
<u>3 令和2年度から令和6年度までの期間</u>
<u>4 令和7年度</u> 以降の5か年度ごとの期間

第2～5 (略)

別表第3

1～3 (略)

備考

1～2 (略)

3 大規模事業者は、状況の変更があったときは、状況の変更があった日の属する年度（以下「状況変更年度」という。ただし、状況の変更があった日の属する月が3月である場合にあつては、状況変更年度の翌年度。以下同じ。）から次の状況変更年度の前年度までの基準排出量を、状況の変更があった部分に係る次に掲げるいずれかの方法（(3)及び(4)の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化対策の推進の程度が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあつては、算定される量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の3月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が2月である場合にあつては、1とする。）を12で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、目標設定ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、目標設定ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量に変更するものとする。

(1)～(3) (略)

別表第4

第1 (略)

第2 別表第2の2に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合1	割合2
第1区分事業所	次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	100分の15	100分の8
	上記以外のもの	100分の13	100分の6
第2区分事業所		100分の13	100分の6

備考 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間に限り、同表の右欄に掲げる割合とする。

備考

1 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては、申請を行った年度から起算して4年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄及び割合2の欄に掲げる値の4分の3とする。

2 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄及び割合2の欄に掲げる値の2分の1とする。

別表第4

第1 (略)

第2 別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間における目標削減率

事業所の種類		割合1	割合2	割合3
第1区分事業所	次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	100分の22	100分の15	100分の8
	上記以外のもの	100分の20	100分の13	100分の6
第2区分事業所		100分の20	100分の13	100分の6

備考

1 平成23年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、別表第2の2に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、別表第2の3に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。

2 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間においてはこの表の割合3の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して5か年度以上9か年度未満の期間においてはこの表の割合2の欄に掲げる割合とし、10年度以上の場合はこの表の割合1の欄に掲げる割合とする。

1 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより次の要件に該当する者が設置する事業所（当該事業所を設置する者が複数である場合は、全ての者が該当する場合に限る。）として認めたものの目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値の4分の3とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）

のうち、次のアからオまでの要件に該当するものである場合を除く。

ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。）であつて、かつ、その子会社（同条第5項に規定する子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）であるとき、その他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合

イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を所有している場合

ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資額の総額の3分の2以上を所有している場合

エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を兼務している場合

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(5)までに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号に規定する商工組合連合会

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号に規定する企業組合

(4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛

生同業組合連合会

(6) 個人

2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考1に該当する事業所を除く。）

の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄に掲げる値から100分の2を減じた値とする。

3 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の4分の3とする。

4 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の2分の1とする。

別表第5

(略)

1 (略)

2 (1)~(3) (略)

(4) 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギー）であつて、知事が別に定めるものを変換し

別表第5

(略)

1 (略)

2 (1)~(3) (略)

(4) 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギー）であつて、知事が別に定めるものを変換し

て得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。)の保有量として知事が別に定める方法により算定する量(以下「電気等環境価値保有量」という。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量(再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を目標設定ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

(5)~(6) (略)

(7) その他削減量(この指針以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち、次に定めるものに限る、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除く。)

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令附則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

イ 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては100分の150、それ以外の電気等環境価値保有量

て得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。)の保有量として知事が別に定める方法により算定する量(以下「電気等環境価値保有量」という。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、別表第2の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量(再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱の使用量を目標設定ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

(5)~(6) (略)

(7) その他削減量(この指針以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち、次に定めるものに限る、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除く。)

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令附則第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては、別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、別表第2の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量

イ 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等につ

<p>にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>いて知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。) に知事が別に定める係数を乗じ、知事が別に定める電気等環境価値保有量にあつては、<u>別表第2の1及び2に掲げる削減計画期間においては100分の150、別表第2の3及び4に掲げる削減計画期間においては100分の100</u>、それ以外の電気等環境価値保有量にあつては100分の100を乗じて目標設定ガス排出量の削減量に換算した量</p> <p>ウ (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>